

## (別紙2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>身体に障害のある者は、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県(政令指定都市の場合は市長)に身体障害者手帳の交付の申請をすることができるとされている。身体障害者手帳の申請があった場合は申請に基づいて審査し、障害があると認められたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。(身体障害者福祉法第15条)身体障害者手帳の申請は居住地の福祉保健センターを経由し、横浜市障害者更生相談所において審査・決定を行い、居住地の福祉保健センターで申請者に身体障害者手帳を手渡す。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>	<p>身体に障害のある者は、都道府県知事(指定都市の場合は市長)の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県(指定都市の場合は市長)に身体障害者手帳の交付の申請をすることができるとされている。身体障害者手帳の申請があった場合は申請に基づいて審査し、障害があると認められたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。(身体障害者福祉法第15条)身体障害者手帳の申請は居住地の福祉保健センターを経由し、横浜市障害者更生相談所において審査・決定を行い、居住地の福祉保健センターで申請者に身体障害者手帳を交付する。</p> <p>また、身体障害者手帳の再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行う。</p>	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらぬ。 その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム2 ②システムの機能	(追加)	個人番号は統合連携システムにて管理を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下、基盤関連システム)が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。	情報共有基盤システムは、既存住民記録システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下、基盤関連システム)が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2) データ連携機能 既存住民記録システム、税務システム等とデータを連携する機能。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらぬ。
令和3年1月4日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(2)統合番号連携ファイル	(削除)	事後	
令和3年1月4日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(2) 統合番号連携ファイル ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供業務を行う。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(2) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性の向上及び事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出を求めていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	横浜市障害者更生相談所	健康福祉局障害福祉保健部障害者更生相談所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	横浜市障害者更生相談所長	障害者更生相談所長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 福祉保健システム(身体障害者手帳D B) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請した者。	都道府県知事(指定都市の場合は市長)の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事(指定都市の場合は市長)に身体障害者手帳の交付を申請した者。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらぬ。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 福祉保健システム(身体障害者手帳D B) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	横浜市健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課	健康福祉局障害福祉保健部障害者更生相談所	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて事務における取り扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再整理したため。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	身体障害者福祉法第15条第1項の交付の申請を行う際は、身体障害者福祉法施行令第4条において居住地の福祉事務所の長に届け出る旨定めている。	身体障害者福祉法第15条第1項の交付の申請を行う際は、身体障害者福祉法施行令第4条において居住地の福祉事務所の長に届け出る旨定められている。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	横浜市健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課	健康福祉局障害福祉保健部障害者更生相談所 各区福祉保健センター高齢・障害支援課 各区福祉保健センターこども家庭支援課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて事務における取り扱いを見直し、再度整理したため。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	身体障害者手帳の所持者を障害名や等級別、年齢別に統計を行う。	身体障害者手帳の所持者を障害名や等級別、年齢別に統計を行う。特定個人情報を使用した統計分析は行わない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	(追加)	・ホストコンピューターやサーバー等を操作するための知識 ・プログラム言語などを理解し、作業内容を理解できる知識 ・処理の実行状況などを判断するための知識	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	未定	日本電気株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの基本設計や各種定義などを理解できる知識</li> <li>・必要に応じて、システムの環境設定などを変更できる知識</li> <li>・プログラム言語などを理解し、必要な修正などを行う知識</li> <li>・改修や作成したプログラムなどのテストを行うための知識</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	未定	日本電気株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストコンピューターやサーバー等を操作するための知識</li> <li>・周辺機器の操作方法等の知識</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	日本電気株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 民間業者に委託することによって、本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地に、媒体が劣化しない環境で管理、保管できる専用施設及び人員を確保することが可能となる。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	日本電気株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(追加)	身体障害者手帳交付のための申請者情報のデータ入力、カード様式手帳の作成。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの一部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(追加)	身体障害者手帳の申請を行った者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	身体障害者手帳の申請を行った者の情報を台帳に登録し、身体障害者手帳の発行業務を円滑に実施する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	専用線、紙	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	市報での広告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	(追加)	未定	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	(追加)	再委託しない	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	機構改革による部署の追加変更等のため
令和3年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	機構改革による部署の追加変更等のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	機構改革による部署の追加変更等のため
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	健康福祉局障害福祉部障害企画課	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	事後	機構改革による部署の追加変更等のため
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課	事後	機構改革による部署の追加変更等のため
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	(追加)	サーバー室では、不要物の持込みを禁止する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル	統合番号連携ファイルの概要	(削除)	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>&lt;統合番号連携ファイル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・統合番号</li> <li>・4情報</li> <li>・業務固有番号</li> <li>・自動応答不可フラグ用サイン</li> </ul>	(削除)	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>個人番号カードの提示を受け、住民基本台帳ネットワークシステムにて個人番号の真正性を確認する。個人番号が変更されていないか適宜確認し、必要に応じて修正する。</p>	<p>申請を受付する(特定個人情報を入手する)際の添付資料やすでに横浜市住民記録システムなどに記録されている内容などで個人番号の真正性の確認を行う。転入の際に個人番号が確認できない場合(海外からの転入など)は、住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の確認を行う。</p>	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が家訓する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</li> <li>。入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。</li> <li>・特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。</li> </ul>	<p>統合番号連携データ、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会結果データ等と適宜突合して確認する。場合によっては本人に連絡し、確認する。</p>	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(追加)	また、必要に応じ、委託先に対し検査を行うことができる。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 4: 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	(追加)	・必要な限度での実地検査の実施	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追加)	・システム端末は、盗難防止用ワイヤーで固定するか、未使用時に鍵のかかるロッカーへ格納している。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (②追加)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 統合番号連携ファイル	統合番号連携ファイル	(削除)	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	(追加)	・情報セキュリティ・個人情報保護月次研修を実施する。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(追加)	<書類送付時における紛失防止> ・書類の送付時は鍵付き等の専用封筒を使用し行う。また、送付及び受領時については電話、またはメールでの連絡を実施する。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和3年1月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/</a> ) 請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所 222-0035 横浜市港北区鳥山町1770番地 045-473-0666	健康福祉局障害福祉保健部障害者更生相談所 222-0035 横浜市港北区鳥山町1770番地 045-473-0666	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情報センターに配架し、閲覧できるようにする。意見は、郵便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届出システム)、所管課への持参により受け付ける。	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務付けられていない。